

就 労 証 明 書（通年利用）

（宛先）山口市長

令和 年 月 日

③

保護者記入欄	
ふりがな 児童氏名	
生年月日	平成 年 月 日 令和
ふりがな 児童氏名	
生年月日	平成 年 月 日 令和

事業所名 及び 事業主名			
所在地			
電話番号	() —	取扱者名	

下記の者について、次のとおり証明します。

就 労（予定）者 名			
就 労 年 月 日	(昭和 ・ 平成 ・ 令和) 年 月 日から 1 就労している ・ 2 就労する予定		
勤 務 地	(所在地と異なる場合のみ記入)		
雇 用 形 態	1 正規雇用 2 臨時またはパート雇用 3 自営手伝い（事業主との続柄） 4 その他（）	1週間の（平均）勤務日数 約 日	
雇 用 期 限	無 ・ 有 { 令和 年 月 日まで 雇用期限後の更新予定（ 無 ・ 有 ）		
勤 務 時 間 （上・中・下段の いずれかに記入） ※勤務の終了時間が不規則な場合は、中段に記入	■常昼勤務や交代制など、勤務の時間数が毎日同じである場合 （24 時制でご記入ください） 月 時 分 から 時 分まで 火 時 分 から 時 分まで 水 時 分 から 時 分まで 木 時 分 から 時 分まで 金 時 分 から 時 分まで 土 時 分 から 時 分まで		勤務時間 1 日約 時間
	■シフト制など、勤務の終了時間が不規則な場合 月～金曜の 14～18 時、土曜の 8～18 時の勤務時間 （上限 30 時間、直近 3 カ月の平均もしくは見込時間） ■勤務の終了時間が不規則で、かつ、夜間・早朝勤務の場合 月～金曜の 6～10 時、土曜の 0～10 時の勤務時間 （上限 30 時間、直近 3 カ月の平均もしくは見込時間）		1週間の（平均）勤務時間 合計約 時間 〔該当期間（直近 3 カ月間） の勤務（予定）表の添付を お願いします。〕
	■消防士など、特殊な勤務（循環勤務等）の場合 勤務時間と非番等の拘束される時間の合計時間		1 週間の勤務時間 合計約 時間
職種（該当するものに○）	幼稚園教諭・保育士・放課後児童クラブ支援員・同補助員・その他（具体的に：）		
休日 / 通勤時間	曜日 / 時間 分		
休暇等の取得状況	月 日から 月 日まで ①産休中 ・ ② 育休中 ・ ③ 短時間勤務（ 時 分まで）		
その他付記事項			

雇用主の方へ

この証明書は、放課後児童クラブ入級審査事務のために使用するものです。

記入もれ部分や内容について疑義があった場合は、貴事業所取扱者の方に照会させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

以下をご参考の上、必要事項についてご記入くださいますようお願いいたします。

※訂正の際は、二重線で消した上で、訂正内容を追記してください。訂正印は不要です。

なお、修正液、消せるボールペン等は使用不可です。

1. 「事業所名及び事業主名」欄

太枠内は、必ず雇用主又は事業主（支店長、課長などの部署の長でも可）が記入してください。また、部署の長（支店長、課長等）が記入される場合は、部署の長の肩書きと氏名（フルネーム）を「事業主名」欄にご記入ください。

なお、令和3年度より、就労証明書における社印等の押印は原則不要となりました。

2. 「就労年月日」欄

「2 就労する予定」で作成された場合、就労開始後に改めて「1 就労している」での就労証明書の再提出が必要となります。

3. 「雇用形態」欄

「1 週間の平均勤務日数」欄には、労働契約上の正規の日数をご記入ください。

4. 「雇用期限」欄

雇用期限が「有」の場合は、必ず期限をご記入いただき、更新予定の有無についてもいづれかに○をつけてください。また、雇用期限後の更新が「有」の場合、更新毎に就労証明書を提出していただくこととなります。

5. 「勤務時間」欄

「勤務時間」欄には、労働契約上の正規の勤務時間をご記入ください。

また、勤務時間には休憩時間は含み、残業時間は除いて算出してください。

なお、短時間勤務の場合は、通常時の勤務時間を記入し、「休暇等の取得状況」欄に短時間勤務の取得期間および終業時間をご記入ください。

変則勤務の場合

変則勤務（交代制・シフト制・夜勤・フレックスタイム等）がある場合は、直近3カ月（就労期間が3カ月に満たない場合は証明時点まで）の実績による平均の勤務日数と合計時間、これから採用される場合は、勤務の見込みによる勤務日数と合計時間をご記入ください。

なお、該当期間（直近3カ月間）の勤務（予定）表の添付をお願いします。

保護者の方へ

1. 証明内容を勤務先に問い合わせする場合があります。あらかじめご了承ください。

2. 証明書には、保護者記入欄以外は個人で加筆等をしないでください。

就労証明書における社印等の押印は原則不要となりましたが、申請者自身が偽造、変造（無断作成・改変）した場合は、発行元の押印がない場合であっても「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますのでご注意ください。（内閣府通知より）

3. 証明内容に虚偽があれば、入級決定の取り消し、すでに入級している場合は退級となります。

●記入にあたってのご不明な点等につきましては、お手数をおかけしますが、山口市こども未来課子育て応援担当（TEL083-934-2756）までお問い合わせください。